

意見書

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項を勘案して、環境影響の調査・予測・評価、環境保全措置及び事後調査を検討すること。

記

1 全般事項

計画地に隣接する埼玉中部環境センターは、大気質、騒音・振動、悪臭、水質等の各項目において既存の発生源となっていると考えられるため、周辺地域に与えている環境影響について調査し、それを踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。

特に、埼玉中部環境センターと本事業により整備する施設が同時に稼働する時期がある場合には、発生源が隣接して立地することによる複合的な影響について検討すること。

2 事業計画について

雨水については、調整池で流量調整した後、公共用水域に排水する計画としているが、近年頻発する集中豪雨等が懸念されることから、計画地の最大降雨量や計画地周辺の水はけの状況等も考慮して、浸水対策や調整池の規模等について具体的に記載すること。

3 調査、予測及び評価について

(1) 大気質・悪臭

風向・風速など気象の状況について、熊谷地方気象台の観測結果が引用されているが、計画地に一層近い環境大気測定局も存在するため、これらの測定局の観測結果についても収集し、解析したうえで大気質及び悪臭の予測・評価を行うこと。

(2) 大気質

ア 施設から排出される浮遊粒子状物質・ダイオキシン類・水銀はそれぞれ着地点が異なることが予想されるため、最大着地濃度が出現する地点を推定し、その地点を十分に含む範囲を調査地域とすること。

イ 一般環境大気質の調査地点については、風向や住宅の配置状況を考慮して設定されているが、地域を代表する地点、気象条件が安定した地点等についても考慮すること。

(3) 騒音・低周波音

騒音・低周波音の伝搬には風況が影響するので、風下側に調査地点を設定すること。また、計画地近傍の住宅地付近の調査地点は県道の沿道となっているため、別の住宅地に調査地点を設定する必要はないかを検討すること。

(4) 水質

ア 生活排水等を公共用水域に排出するとしているが、水質の健康項目及び底質を調査、予測及び評価の項目として選定していない。選定しないのであれば、その理由を明確にすること。

イ 計画地周辺の地下水からひ素が検出されている。本計画では地下水をくみ上げて使用し、生活排水等は公共用水域に排水することになっているので、地下水の使用目的によって考えられる影響の有無について記載すること。

ウ 水温の現地調査の結果についてどのように評価するのか具体的な記載がない。どのような影響を回避・低減すべきなのか、整合を図るべき基準はあるのか具体的に記載すること。

(5) 水象

施設からの排水量に関する記載がない。降雨などによる排水路の既往最大流量を鑑みて施設からの排水量が過大なものにならないか予測し評価すること。

(6) 地盤

地下水のくみ上げ量に関する記載がない。地下水のくみ上げ量を具体的に想定したうえで、地盤沈下の範囲及び程度について予測を行うこと。

(7) 動植物・生態系

排水路には水辺に依存する希少な種類の動植物が出現する可能性や、水温の上昇により外来種が出現する可能性もある。排水温度の変化が生態系にどのような影響を与えるのか予測し評価すること。

4 環境保全措置について

(1) 大気質・温室効果ガス

9市町村から広域的にごみを収集するので、ごみ搬入・搬出車両の運行ルートについては、周辺の交通事情を勘案しつつ最も効率的なものを設定し、温室効果ガスの抑制に努めること。

(2) 地盤沈下

地下水のくみ上げについては、水の循環利用、節水等によりくみ上げ量の抑制に努めること。

5 事後調査について

排ガスに含まれるダイオキシン類が施設周辺に降下して土壌中に蓄積されることが懸念されるので、大気質におけるダイオキシン類の拡散予測をもとに施設周辺の土壌中のダイオキシン類の濃度を予測し、それが環境基準を超過する場合には、土壌を事後調査の項目とすること。